

00222

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第二百五十二号

鳥取縣財政公表條例により昭和二十三年三月三十一日現在の本縣財政の概要を次の通り公表する

昭和二十三年五月三十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

昭和二十三年五月三十一日
外 月 曜日

本書は大きサハ國定規格A列5

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)
火金 時ハ翌日

昭和二十三年五月三十一日
外 (昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

財政事情説明書正誤表

頁行	誤	正
七一	此し	比し
七一	縣債等	縣稅縣債等
八五	三、〇六三、七二五	二、〇六三、七二五
八三	一、九二二、八五〇	一、九二二、八五六
九一	二四、八八一、九〇〇	二四、八八一、九九〇
九四	二九、八五七、一三三	二九、八五七、一三五
九一三	國產支出金	國庫支出金
九一七	〇迄	度迄
一三〇	とまり	となり
一六七	壹千參百萬圓	壹千參百餘萬圓
一九七		二十二年度の歳入總額に對する割合七、九を入れる
二二五	三、〇三一、一九九	二、〇三一、一九九
二二二	二二六、九六	二二六、九二六
二一六	經買	經費
一七	歳出お	歳出を
一六	下段中	厚生費、教育費の間に衛生費〇、七%を入れる
一九	八五七、二二二、六〇	八五七、二二三、六〇
二二	五、六三三、三四四、七四	五、六一一、〇二四、七四
一四一六	縣債元利補助金	縣債元利補助給金
一九一	監員査委	監査委員
二二一〇	三三三、五五八、五	三三三、五五八
二四三	〇	一

三五	一〇〇、一六一、七六	一〇八、一六一、七六
二六	一、九二四、七二五	一一、九二四、七二五
二六	費保護費	保護費
二七	支出未済額のと	支出未済額の内
二八	九〇〇、四四六	九〇〇、四六四
二八	九、五〇〇、〇〇〇	九、五〇〇
三一	七二、〇七四、〇〇〇	七六、〇七四、〇〇〇
三一	流行性病災	流行性腦炎
三一	第二項、	第六項
三一	二、九〇六、九一九	六、九七、九一九
三三	三萬餘圓	二萬餘圓
三三		備考に
三三		支辨未済額の内國庫補助金一部減額のため五万余圓實行減
三三	一、一〇二、九三	一、一〇二、九三
三三	六三五、〇八	五、〇八
三四	五九二、三七八、三三	五九二、三八七、三三
三八	五二、五〇〇	五二、五〇〇
四二	三三七、八五〇、〇〇	三三七、八五〇
四二	七五四、〇八四、〇〇	七五四、〇八四
四四	一、四四七、一四九〇	一、四四七、一四九
四六	一、一六七、五一八	一、一八七、五一八
四七	地賃家賃	地代家賃
四七	損地處分	損地處分
五三	二十二年三月	二十三年三月
五三	七〇	七〇
五四	見込であ	見込であり
六〇	三千三百餘圓	三千二百餘圓
七一	種牝育成費	種牝牛育成費
七三	六二五、一〇〇	六三五、一〇〇
七五	九一、三五〇	△九一、三五〇
七七	止まるが	止まる
三	昭和二十三年度豫算について	

四表	一二、五四〇、三一〇	一二、五四〇、三一四	六、縣有財産について	一一一	六一六石九八〇	六一六、九八〇石
四表	三、八%	四、八%	一一	六	技術員養成所	機械技術員養成所
四表	二、五一四、五五七	二、一四七、五七七	七	五	米子農工學校	米子農商學校
八四	六	六、四	一一	一	勸業銀行株	勸業銀行株券
八一五	四八、五	四八、〇五	一五	八	勸業銀行株	勸業銀行株券
四、縣公債について			一五	一〇	勸業銀行株	勸業銀行株券
二七	六分乃	六分乃至	一六	三	二〇一石二二五	二〇一、二二五石
二一六	一五九、九二三	一五六、九二三	一七	一一	一九五、〇〇〇	一九五、〇〇〇圓
六三	殘額七千五百萬圓	殘額約七千五百萬圓	一八	五	警察本部	警察部
六一五	殘額七千五百萬圓	殘額約七千五百萬圓	二〇	一	貨物自動車	同
五、一時借入金について						
三三月	五九、一九九、九七六	五四、四四二、九七六				
三〇行	四一八、七五九、六一四	四一四、〇〇二、六一四				
三同	四五、二九五、八九九	四五、二九五、九〇九				
三同	四三九、二九二、五八六	四三九、二九二、五九六				

は し が

敗戦國日本再建の唯一の途である平和的民主國家の基盤を培ふためには完全にして健全なる地方自治の確立こそ刻下の急務である。又地方分權を強化し地方自治の強固な進歩を圖することは自治体を構成する住民の重大なる責務でなければならぬ。事實國民が身近に政治を感じ或は直接政治に参加し且つ具体的なその効果を受けることの出来るのは地方自治を措いて他にない筈である。新憲法實施と同時に地方自治法が新しい装ひを凝らして發足し自主的な地方行政の運営が強く期待されては居るがこれについては財政自主性の強化充實がそれに裏付けされなければならないことは云うまでもないことである。自治体の活動力の源泉を爲す財源は果してその自治体が自から調辨するだけの能力をもつて居るであらうか又現に財政經理は如何に運営されて居るのであらうかこれらの點について住民に對し自治体はその實相を發表し又住民自らも責任をもつて検討を爲したことがあつたであらうか改正地方自治法第二百四十四條が毎年二回以上所謂財政自書を住民に公表しなければならぬと規定して居るのも地方財政の現況に鑑み且つは住民の自治に對する關心と自覺を深めんとする狙ひに外ならないのである。こうした意味において本年三月末現在の縣財政の實狀を公表せんとするものであるが何しろ第一回の試みであり統計的にも完全な資料がなく殊に財政につきもの、數字の羅列に陥り易くために興味を減殺し結局縣民の親しみを受け得ないことになる虞れがあるので努めて平易に記述した積りであるから眞に縣政を愛しその振展を希はれる親愛なる縣民各位の眞刻なる御検討をお願い致したい。先づ此の自書編纂の方法として特に明治二十三年府縣制制定以來累年の概括的趨勢を記述したのは縣財政の進つた過去の足取りを知らずして現狀を語ることは妥當でなく尙異狀なる現下の經濟諸情勢からして最近の財政狀態のみに依つて縣財政を論ずることは甚だ危険であると考へたからである。縣には明治四年廢藩置縣以來の歴史がありその後近代の法制整備の一環である明治二十

三年の府縣制の公布を見てからも既に約六十年の變遷を経て居るのである。此の間幾度か地方自治權の擴張が行はれたのであるが新憲法のもと完全自治体として發足した今日縣財政を通じて一度縣政の跡を振り返つて見ていたゞきたい。

次に昭和二十二年度及昭和二十三年度に區分して豫算の使用、收入の状況を明かにした之亦數字の連續で興味も薄いであらうが詳さに検討していただきたい。その他公債一時借入金金の狀況縣有財産等についても誤りなきを期した積りであるから説述の方法は拙くとも縣民各位には縣財政の實相を把握され熱心なる御批判を得ば幸とするものである。

次に本縣が日本一の貧乏縣借金縣として芳ばしからぬ定評を得て居るのは何故かその概貌を一瞥して見よう、事實今日に於てもかつてそうであつた如く本縣財政を端的に表現すれば「窮乏」の一語に盡きる、その原因として擧げられることは

- 1、縣の區域がせまく人口も少ないこと
 - 2、産業が振はないこと
 - 3、災害が多いこと
- 本縣の面積は三千四百八十九方料で我が國內地面積の僅かに千分の九を占めるに過ぎない又人口は五十八萬六千四百餘で全國總人口の千分の七餘順位は最下位と云う次第である
- 本縣は地理、地勢的に極めて不利な條件下におかれて居る南方は重疊たる中國山脈東方又峻嶺を以つて但州と境を劃し海岸線凹凸しくて良港に恵まれずあまつさえ雨量が多い従つて交通には恵まれず商工業は發達しない已を得ず原始的な農林水産業を中核として行かざるを得ない
- かて、加えて災害が多いに日本一の折紙さへ頂戴している。毎年九月に這入て琉球南方に起る低氣壓が北進し

始めるとどうした譯か本縣を通過する。勿論地勢の關係上河川が浅く短く急であることも大に原因するのであるがその都度粒々の農産物その他に相當な損害を蒙り且つ莫大な復舊費を要する。

以上の次第で本縣の財政に於て從來より別段濫費冗費があつたり事業の失敗や不始末があつた譯でもない。むしろ他府縣より消極主義をとり緊縮方針をとつて來て居るのであるけれども敍上の事情で始終窮乏を見て來たことは縣民各位と共にまことに遺憾とするものである。

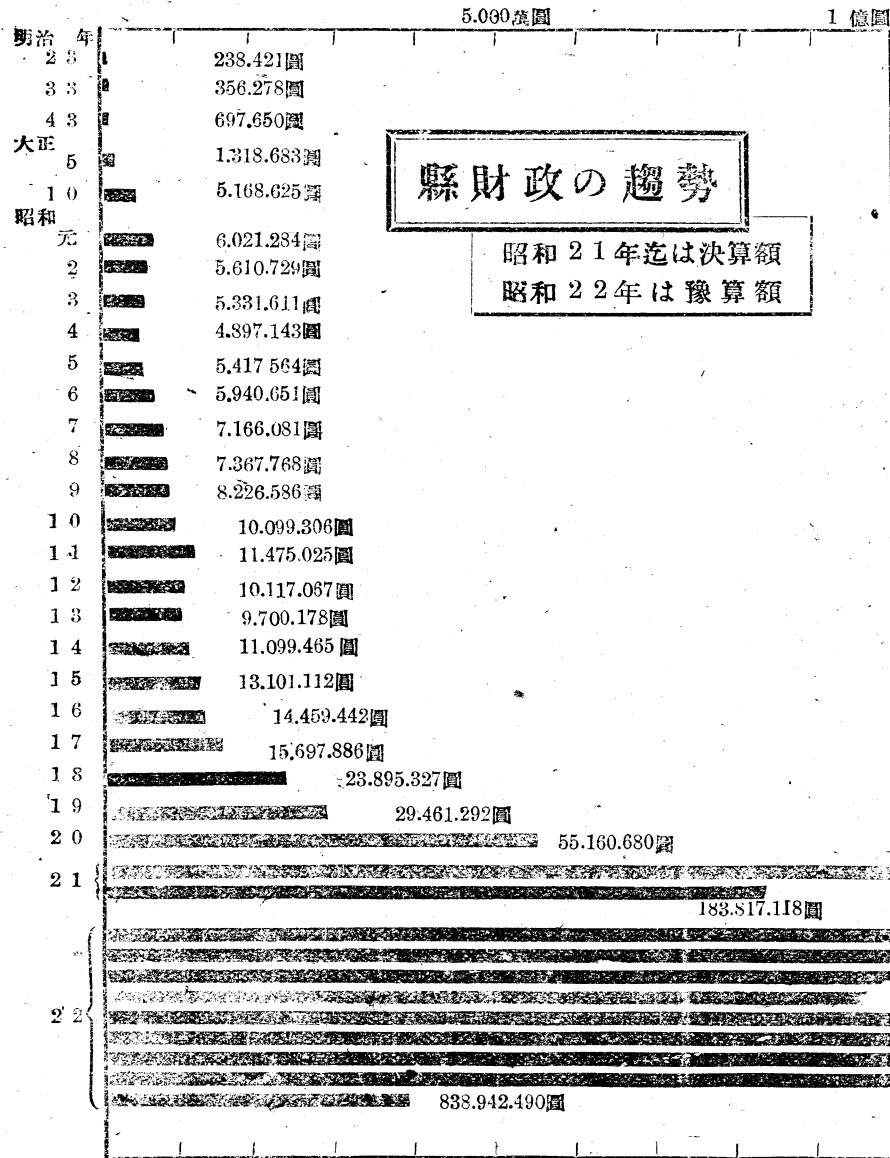
以下財政の實態を計數を基礎として説明したい。

一、累年の趨勢について

(昭和二十一年度迄は決算額二十二年) 二十三年度は豫算額による

1、總額より見たるもの

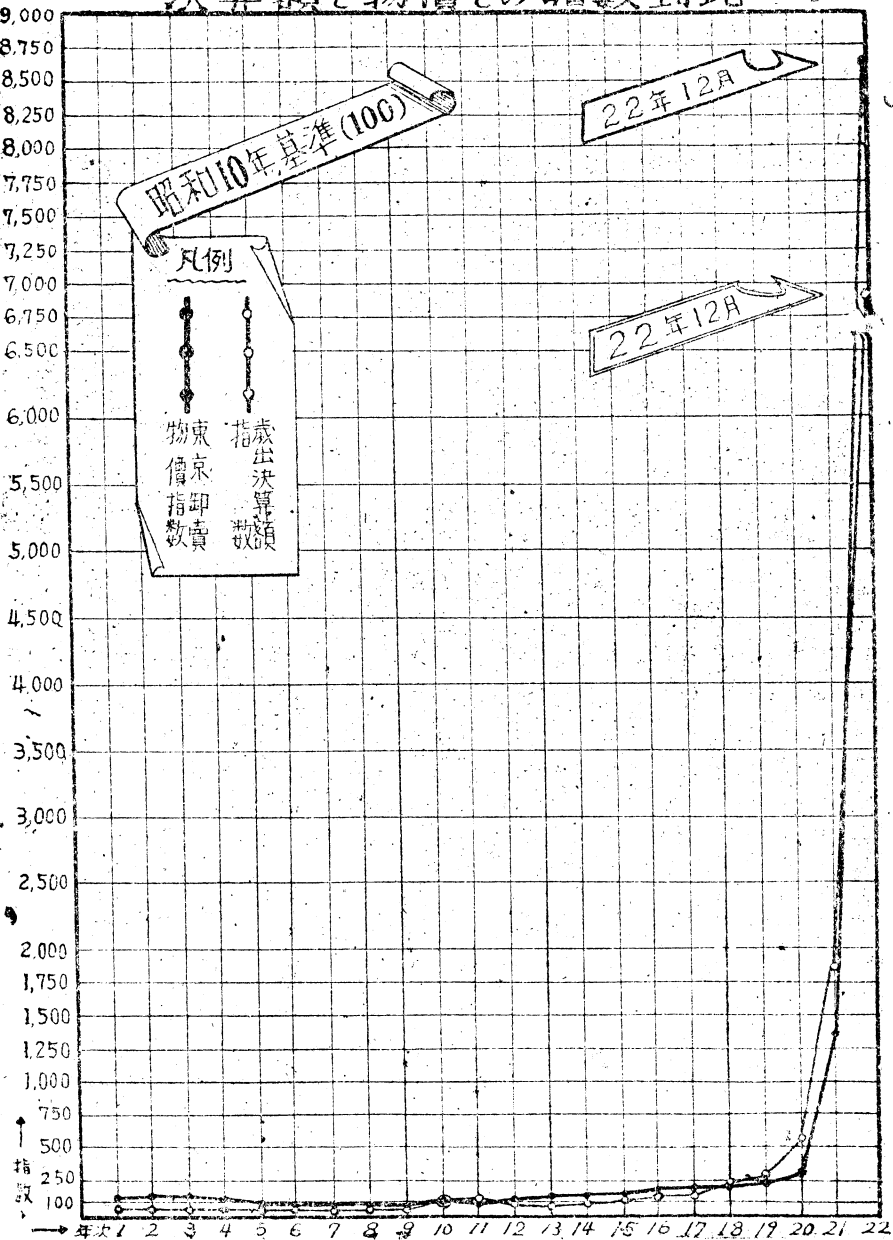
年度	總額	明治二十三年を 一〇〇とした指數	昭和十年を 一〇〇とした指數	備考
明治 二三	二三八、四二一	一〇〇	二、三	府縣制公布
明治 三三	三五六、二七八	一四九	三、五	
明治 四三	六九七、六五〇	二九三	六、九	
大正 五	一、三一八、六八三	五五三	一三、〇	
昭和 一〇	五、一六八、六二五	二、二六三	五一、〇	
昭和 一一	六、〇二一、二八四	二、五二五	六〇、〇	



次に各年度の決算額をグラフに表して見た。

年	金額 (円)	備考
明治 23	238,421	
33	356,278	
43	697,650	
大正 5	1,318,683	
10	5,168,625	
昭和 元	6,021,284	
2	5,610,729	
3	5,331,611	
4	4,897,143	
5	5,417,564	
6	5,940,651	
7	7,166,081	
8	7,367,768	
9	8,226,586	
10	10,099,306	
11	11,475,025	
12	10,117,067	
13	9,700,178	
14	11,099,465	
15	13,101,112	
16	14,459,442	
17	15,697,886	
18	23,895,327	
19	29,461,292	
20	55,160,680	
21	183,817,118	物價基準を求む
22	838,942,490	日華事變物價の暴升 大震災及び戦争熾烈となる 終戦
当初豫算		

決算額と物價との指数對比



白余面裏

斯の如く縣財政は日華事變勃發の翌年たる昭和十三年度迄若干の増減はあつても比較的順調な數字を示して居たのであるが事變の長期化するに連れ順次膨脹の一途を辿り更に昭和二十年の終戦を契機として異常なる物價の昂騰の影響を蒙り遂に昭和二十二年度に於ては八億三千八百九十四萬餘圓昭和十年度の八十三倍と謂う驚異的數字を示すに至つたのである。

然し乍ら單に此の數字のみを以て縣政の飛躍と見ることは出来ないで更に之を物價の趨勢に照し彼此検討して見るとにしよう。

即ち昭和十年を一〇〇とした兩者の線を比較すれば昭和十七年度迄は物價に此し縣財政は常に緊縮方針を堅持したが大東亞戦争の熾烈化する昭和十八年度には本縣民の忘れ得ぬ大震災に見舞はれた關係もあり同年以降物價の繰を超へて膨脹し終戦時たる昭和二十年度には物價指數二八九、一に對し決算額五四六、一を示すに到つて居る、勿論これは終戦直前の異常な國家的要請と加ふるに同年は敗戦を喫し終戦處理に要する之亦國政事務の膨脹したことによるのであるが一面經濟界の混亂により經濟統制の一環たる所謂公定物價と實際物價の間に出來た喰ひ違ひに公共團體の財政も或程度添はなければならなかつた事情を物語つて居るものと思ふ而して昭和二十二年十二月現在の比に於て之を見ると物價指數八、五九八、六即ち昭和十年度の約八十六倍のインフレ數字を示し之に伴ひ縣豫算も六、八九〇、五即ち約六十九倍の昂騰を見て居るが兩者の關係は終戦當時より逆な現象を呈し物價に比較すれば相當緊縮豫算となつて居ることをうかゞひ知ることが出来る謂ひ換へれば現在の縣財政は單に金額の面のみより見れば正に大飛躍の觀を呈するけれども實質面よりすればむしろ昭和十年度のそれよりはるかに劣ると謂ふことが出来る譯である。

以下各年度の歳入出及縣債等についていさゝか分析して見ることにするが常に金額の飛躍は實質の飛躍ではなく物價との關聯に於て考察し財政の實質を檢討しなければならぬことを附言致したい

2、歳入面より見たるもの

年 度	税 收		入 計	税 外 收 入	計	百 分 比		備 考
	縣 稅	分 與 稅				稅 收 入	稅 外 收 入	
明治二十三年度	三六、四二五		三六、四二五	三、八六六	四〇、二九一	六〇%	二〇%	
同 三十三年度	三七、四七五		三七、四七五	一三、三三三	五〇、八〇八	七四%	二六%	
同 四十三年度	五六、〇三三		五六、〇三三	一、八六三、四四三	七、七五九、八七六	八〇%	二〇%	

大正	五年度	七六,〇〇七	七五,八六一	一四,二四九	五〇	五
同	十年度	一,六七〇,〇〇〇	四九,一九八〇	六,一九七三	二七	七
昭和	元年度	二,一〇〇,五八六	五,一三三,三三三	七,三三三,四九九	二九	七
同	二年度	二,〇〇〇,一九九	四,〇八一,七六一	六,一三三,九九	三三	七
同	三年度	二,〇〇〇,七五五	三,五三三,二〇三	五,三三三,五〇〇	三七	七
同	四年度	二,〇〇〇,七六六	三,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	五年度	一,九八八,六三三	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	六年度	一,八〇〇,六〇〇	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	七年度	一,八八八,五〇〇	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	八年度	一,八八八,六六六	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	九年度	一,八八八,九八七	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	十年度	一,八三三,五五五	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	十一年度	一,九二二,八五五	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	十二年度	一,九七九,五五五	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	十三年度	二,一八六,〇〇〇	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	十四年度	二,三三三,三三三	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	十五年度	九二二,八八八	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	十六年度	一,二〇〇,二二二	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	十七年度	一,一七六,五五五	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七

同	十八年度	一,二五五,五五五	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	十九年度	一,四〇〇,七六六	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	二十年度	一,三〇〇,三三三	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	二十一年度	一,三三三,三三三	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	二十二年度	五,〇〇〇,七六六	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七
同	二十三年度	七六,二五五,九九九	四,〇〇〇,七六六	五,〇〇〇,七六六	三九	七

本表は税収入と税外収入に大きつばな區分をし縣財政自主性の問題をとりあけて検討することとした。税外収入の大部分を占めるものは國庫支出金と縣債であり經常的收入と看做される使用料手数料は總額の大体五%程度を含んで居るものとして考察せられたい。

即ち明治二十三年度の税収入九十%は別としても大正五年度の税収入五十%迄は當時縣財政が貧弱であつたとは謂へ少なくなるとも自立型態を整へて居ると見るべきではあるまいか、その後順次税収入の占める割合は減少して居るが兎も角昭和八年度までは二十五%乃至四十%程度を維持し辛ふじて財政の自主性を認め得るのであるが昭和九年度に於いて大水害を蒙り莫大なる復舊縣債と國庫支出金の増加したのに反し税収入は減少し税収入の占める割合は十七%となりその後戦時色の影響に依る中央集權的な社會狀勢により昭和十四年度まで地方自治体の自主性を認めることの出来ない數字を示して居るのである。

而して昭和十五年の税財制の大改正に依り地方分與税の創設を見たので税収入の占める割合は同年より昭和十七年〇運や、自主性を取戻したかの觀を呈して居るがその増加の原因は國庫より交付される分與税であり獨立税は後述の如くむしろ減少して居る。

同	十四年	同	十五年	同	十六年	同	十七年	同	十八年	同	十九年	同	二十年	同	二十一年	同	二十二年	同	二十三年
42,670,000	42,670,000	42,670,000	42,670,000	42,670,000	42,670,000	42,670,000	42,670,000	42,670,000	42,670,000	42,670,000	42,670,000	42,670,000	42,670,000	42,670,000	42,670,000	42,670,000	42,670,000	42,670,000	42,670,000
1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000
1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000
1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000
1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000
1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000
1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000
1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000
1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000
1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000
1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000
1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000
1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000
1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000
1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000
1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000

即ち獨立稅負擔額の推移を明治二十三年度を一〇〇としその後の状況をみるに逐年増加の一途を辿っているが大正初期の頃までは自治体の向上發展につれ諸経費の増高は年と共に免れない處であり地方自治本來の使命達成上必然の負擔増とみらへべきであらう

大正十年以後に至つてその指數が一舉に七七二乃至九一五（昭和五年）に急騰したこれは第一次世界大戰の勃發以來地方財政も著しく膨脹を來すに至つた結果であるこれに對處して地方稅制の一部改正が屢々行はれたが大正十五年にはついに大巾な改正が行はれるの止むなきに至つたのであるその主な點は營業收益稅附加稅の創設所得稅附加稅の改正特別地稅並びに家屋稅の創設營業稅雜種稅の整理府縣稅戶數割の廢止等である

昭和六年度以降に於てその指數は大體に減少の傾向を示し八三二乃至七五九（昭和十四年）となつた所謂當時は農山漁村の不況時代で都市と農村との經濟活動が跛行的に進展して富の遍在を招來し稅源に乏しい本縣の如き特に減收を餘儀なくしたためである之に對處するため政府は臨時應急の措置として昭和十二年に臨時地方財政補給金を設け地方財政の調整を圖ることとしたので極度に稅收入の貧困となつた本縣の如きは辛ふじてこの補給金により稅收入の減少を補つたのである

昭和十五年以降においてその指數が四二二乃至六二〇（昭和二十年）とまり一段と減少したのは戰爭遂行に伴う地方財政の膨脹に對處して財源の確保と一面國稅地方稅を運ずる負擔の均衡を圖るため稅制の一大改革が斷行され地方稅は直接と間接の二つの課徵形態が採用され間接課徵形態の稅としては從來の財政補給金制度を廢して地方分與稅制度となりその額も著しく増加しこれにより地方團體間の財源の不均衡を是正することとなつた爲本縣の如き財政窮乏な縣に於ては比較的利益な結果となつたのである

昭和二十一年に至つては敗戦後の經濟界の激變に伴う歳出の増高に對應して稅負擔も前年に比し一躍約十倍となり指數は六、一二八と急激に増大したこの地方財政の膨脹に對處する措置として縣民稅の創設と縣稅についても法定外獨立稅の制度が認められ本縣に於ては電氣稅と木材引取稅を設定した

更に昭和二十二年にはその指數は一舉に二五、六九九と明治二十三年に比べて二五七倍昭和二十一年に比して四十一

倍という飛躍的數字を示すに至つたこれは終戦後のインフレによる歳出の激増に對應する増加であつて昭和二十二年三月地方自治法の制定に伴ひ地方財政自主化の見地より劃期的な稅政改正が斷行されるに至つたによるのである即ち從來の國稅であつた地租家屋稅營業稅の三收益稅並びに鑛區稅及遊興稅の地方委議を中心として地方分與稅法の一部改正が加へられ法定稅目の追加各稅を通じ賦課率の大幅引上げ等が行はれ地方財政の自主的形式は一應整備された如くであるけれども昭和二十二年度の歳出豫算總額に比すれば獨立稅總額は未だ漸やく六%程度に過ぎない狀態で實質に於ては國庫依存の域を出たものとは謂へない。尙表に現れたる縣民一人當りの稅負擔額についても其の金額は著しく増加して居るけれどもこれを物價指數の上昇率と比較して見れば昭和十年に比し昭和二十二年の物價は八十六倍であるが稅負擔額は二十五倍と下廻つて居る

次に本縣財政に重要な部面を占める縣債の累年の趨勢を振り返つて見ることにする

即ち縣歲出がその施設經營面の増大と打續く災害の復舊乃至近年の急激なる經濟狀態の變動等によつて急激の膨脹を來した爲苦しい本縣財政にとつて歲入の主要部門をもつ縣債も亦増嵩の一途を辿るの己むなきに至つて居る

惟うに稅收入等の經常的歲入をもつてしては經常的義務的經費を賄ふに事を缺く狀態であり本縣の如き災害縣にとつてはその復舊事業費の財源は勿論縣政振興の積極施策を樹立する場合その大部分の財源を起債に求めるは又己むを得ないところであらう

以下昭和初年より累年の縣債についてその費途及び財政上に占めた度合等について記述する

縣 債 及 そ の 償 還 狀 況

年次	起債額	償還額	年度末未償還額	同上縣民一人當り負擔額	備考
昭和元年	56,000	19,150	9,150	19.26	
二	46,000	17,300	9,580	19.63	
三	47,000	19,800	9,950	20.66	
四	14,000	21,100	10,140	20.86	
五	40,000	59,700	15,110	31.56	
六	30,000	35,200	10,270	20.52	
七	30,000	39,700	10,660	21.70	
八	30,000	39,000	10,490	21.33	
九	30,000	42,100	11,260	22.70	
十	30,000	48,100	13,760	27.07	
十一	30,000	50,000	14,760	27.70	
十二	30,000	50,000	14,760	27.70	
十三	30,000	50,000	14,760	27.70	
十四	30,000	50,000	14,760	27.70	
十五	30,000	50,000	14,760	27.70	
十六	30,000	50,000	14,760	27.70	
十七	30,000	50,000	14,760	27.70	

十八	五、五八五、〇〇〇	九四八、五八〇	一、九、九九〇、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	
十九	五、七二五、〇〇〇	七〇七、二八八	二、〇〇〇、一九一、二八	五、〇〇〇	五、〇〇〇	
二十	四、三三〇、〇〇〇	八八六、四九三	二、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	
二十一	一、八、五〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	
二十二	三、三、四〇〇、〇〇〇	一、三、九六、七五七	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	

即ち年度末未償還額の示す通り昭和元年より昭和九年に到る間は概ね壹千萬圓内外で大なる變動はないが昭和九年の大災害により昭和十年年度末壹千參百萬圓となり以後累次上昇し特に昭和十八年の震災により昭和十九年度末貳千四百餘萬圓と飛躍し遂に昭和二十二年度現在に於ては八千四百餘萬圓に達し昭和十年年度に比し七倍餘の數字を示すに至つたのである。

其の他毎年の償還額乃至縣民一人當りの負擔額等も縣財政上極めて興味深いものを示している次に「各年度費途別未償還額一覽表」及び「各年度別借入額一覽表」を附したが本表を通じ縣債の使途及び累年縣財政上縣債の占めた割合等を知ることが出来る譯である

縣 債 未 償 還 額 (費途別) 調

年 度	教 育 費	衛 生 費	勸 業 費	災 害 土 木 費	普 通 土 木 費	厚 生 費	其 の 他	計	備 考
昭和元年	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	八、一八、五五四	二六、五〇〇	三、四、二〇〇	一、〇〇〇	九、一、五五、〇〇〇	
二	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、九七、三二九	二、〇〇〇	四、三、七〇〇	八七、〇〇〇	九、五、〇八、五八六	
三	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、八六、四四四	七、七、〇〇〇	五、七、二〇〇	一、〇〇〇	九、九、九、五八六	

年 度	教 育 費	衛 生 費	勸 業 費	災 害 土 木 費	普 通 土 木 費	厚 生 費	其 の 他	計	備 考
四	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
五	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
六	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
七	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
八	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
九	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
十	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
十一	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
十二	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
十三	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
十四	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
十五	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
十六	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
十七	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
十八	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
十九	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
二十	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
二十一	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	
二十二	四九、八〇〇	七六、〇〇〇	四七、二六六	七、七、〇〇〇	八、九、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一、五、〇〇〇	

縣 債 借 入 額 調

年 度	目 的 別							計	歳入總額 に對する 割合	備 考
	教育費	衛生費	勸業費	災害土木費	普通土木費	厚生費	其の他			
昭和元年	3,000,000							3,000,000	八一	
二			110,000	1,370,000	1,215,000	2,290,000	100,000	5,285,000	七一	
三			108,000	1,370,000	1,110,000	1,650,000		4,238,000	七六	
四			113,000	680,000	380,000	3,600,000	63,000	4,786,000	六七	
五			230,000		500,000	3,100,000		3,830,000	六八	
六				1,150,000		600,000		1,750,000	四八	
七					3,000,000			3,000,000	四八	
八				1,150,000		600,000		1,750,000	四八	
九				2,300,000	1,900,000			4,200,000	三六	
十				1,900,000	1,900,000			3,800,000	二八	
十一			2,500,000	900,000	3,300,000			6,700,000	二八	
十二			3,300,000	1,600,000	1,900,000			6,800,000	二八	
十三				4,700,000	4,800,000			9,500,000	二八	
十四	2,000,000			2,700,000	8,500,000		1,200,000	14,400,000	二八	
十五										

十六	7,500,000		1,000,000	8,500,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	12,800,000	一七	
十七			500,000	1,100,000	400,000	400,000	400,000	2,400,000	一五	
十八	3,600,000	3,300,000	500,000	1,100,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	17,100,000	一六	
十九	8,000,000		400,000	1,300,000	800,000	800,000	800,000	12,300,000	一六	
二十	3,000,000		400,000	1,200,000	800,000	800,000	800,000	6,200,000	一七	
二十一	3,000,000	11,000,000	7,700,000	8,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	38,700,000	九	
二十二				18,800,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	22,900,000	九	

以上の資料によつて明かなる如く起債額の大部分は災害復舊費に充當したもので昭和二十二年末現在の災害土木費のみでも實に五〇、六%を占めてゐる状態である
 尙次の縣債未償還額と災害土木費累計圖表によれば一層明かなる通り總額の變動は概ね災害復舊費の増加に由來しており災害復舊費が縣債を増大せしめ延いては本縣財政を壓迫してゐることを如實に知ることが出来るのである

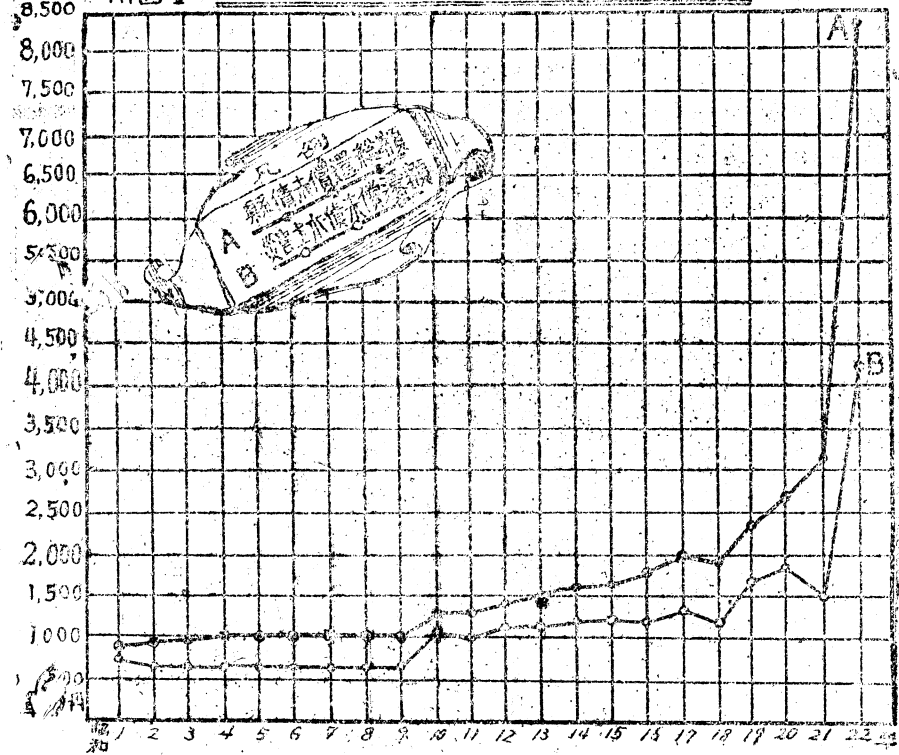
縣債未償還總額と災害土木債比較圖表 參照

昭和元年	年次	歳出總額	元金償還額		計	向上縣民一人當	割(百分比)	獨立稅收入	獨立稅收入に對する償還額割合
			元	金					
十四		11,000,000	1,000,000	5,000,000	6,000,000	1,183	8.1	1,940,000	5.5
十三		9,700,000	1,000,000	5,000,000	6,000,000	1,174	8.8	1,620,000	5.5
十二		10,100,000	1,000,000	5,000,000	6,000,000	1,175	7.4	1,570,000	5.5
十一		11,000,000	1,000,000	5,000,000	6,000,000	1,175	7.4	1,930,000	5.5
十		10,000,000	1,000,000	5,000,000	6,000,000	1,175	8.1	1,830,000	4.8
九		8,300,000	1,000,000	5,000,000	6,000,000	1,175	7.1	1,820,000	4.7
八		7,300,000	1,000,000	5,000,000	6,000,000	1,175	7.1	1,820,000	4.7
七		7,300,000	1,000,000	5,000,000	6,000,000	1,175	7.1	1,820,000	4.7
六		5,000,000	1,000,000	5,000,000	6,000,000	1,175	10.0	1,660,000	4.4
五		5,000,000	1,000,000	5,000,000	6,000,000	1,175	11.5	1,660,000	4.4
四		5,000,000	1,000,000	5,000,000	6,000,000	1,175	11.5	1,660,000	4.4
三		5,000,000	1,000,000	5,000,000	6,000,000	1,175	11.5	1,660,000	4.4
二		5,000,000	1,000,000	5,000,000	6,000,000	1,175	11.5	1,660,000	4.4
昭和元年		6,000,000	1,000,000	5,000,000	6,000,000	1,175	11.5	2,100,000	4.4

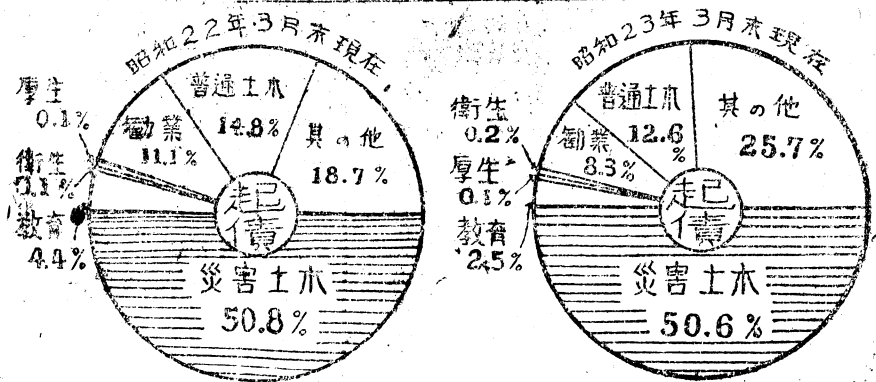
次に累年縣債の元利償還が縣賦の上に如何に影響してゐるかを検討するため次の元利償還額調を附した

縣債元利償還額調 (各年度末調)

附圖1 縣債未償還總額と災害土木費比較圖表



附圖2 起債費途別割合



十五	三、一〇、二二三	三、六、四〇三	五、六、九一六	九、七、五〇八	二、〇、二	七、三	九、五、八、三、四	一〇、八
十六	一、四、四、五、四三	五、七、六、〇〇	六、八、七、三三	一、九、六、四〇一	二、三、三	八、三	一、二、〇、三、五	一〇、八
十七	二、五、七、七、八六	一、三、二、三、三〇	六、七、四、四四	一、九、八、七、七三	四、〇、〇	三、三	一、二、六、一、〇、八	一、三、四
十八	二、八、八、三、三七	九、四、八、三、八〇	六、一、〇、五、六	一、〇、九、四、三、三	三、四、三	七、一	一、二、五、三、三、六	一、四、一
十九	三、〇、四、三、三三	六、七、三、〇、〇	七、七、四、四七	一、六、八、一、七、七	三、四、七	五、七	一、四、〇、六、八、七	一、五、一
二十	三、五、二、〇、〇、六	八、六、四、四、五	九、三、〇、六、一	一、八、〇、六、三、四	三、三、三	一、三	一、三、四、一、三、三	一、三、五
二十一	一、八、八、七、一、二、八	一、九、三、〇、三、三	一、八、七、一、九、九	二、二、九、三、三、六	四、〇、〇	一、三	一、三、三、三、〇、三	一、三、七
二十二	八、三、八、四、四、三、三	七、三、七、〇、三、三	四、七、〇、八、七、七	一、二、三、七、九、三、〇	一、九、六、三、七	一、四	五、五、六、八、一、七、七	二、一

備考 二二年は最終豫算額による

縣債償還額が歳出において占めた割合は昭和元年（一五%）より次第に上昇し昭和五年には最高の二十三、四%を占め昭和十年以降は大凡八%内外となり昭和十九年以降は縣債は急激に増加したのに反しその歳出に對する割合は次第に低くなつて居るが、これは縣債は概ね始め五ヶ年間は据置きで六ヶ年目から元金償還を始めるため最近借入れたものゝ元金償還を未だ開始して居ない反面昨今のインフレにより歳出は著しく膨張したので斯の如き比率の低下を見て居る譯である

一面縣稅獨立稅收入に對する縣債償還額の割合を見れば昭和十四年度迄は約五十%を占め昭和十五年度に於ては分與稅の創設を見た關係もあり約百十%となり引續き昭和二十年年度迄毎年百十乃至百六十餘%に達して居るのである謂ひ替へれば縣民の直接負擔する縣稅の昭和十四年度迄は半額借金拂に使ひ昭和十五年度より昭和二十年年度迄は縣民の直接負擔

擔した縣稅よりも借金拂に廻し、額が遙かに多しと謂ふことになつて居る譯である昭和二十一年度以降においては歳出豫算額の膨脹と稅制制度の改正により獨立稅收入も飛躍的に増加したこと、反面此の當時増加した縣債は前にも述べた通り主として長期債である爲急激に償還額の増を來さないものでその比率は急に低下を見て居ることは歳出總額に對する比率の場合に述べた通りである、只過年度の縣債が財政上に及ぼす苦痛の程度はインフレの昇進によつて従前に比し若干苦痛の緩和を見たことは事實であるがその爲縣債を輕視するの弊に陥入ることは嚴に戒むべきで過去に辿つた苦い經驗に鑑み今後縣債については極めて慎重な態度をもつて臨まなければならぬ

3 歳出 面より見たるもの

年度	會議費		縣職員費		警察費		土木費		衛生費		厚生費	
	額	率	額	率	額	率	額	率	額	率	額	率
明治三三	三、九、九	一、六	三、二、〇、五	八、八	四、五、一、七	一、六、九	八、二、七、五	四、四、七	六、八、八	二、二	一	
同 三三	七、七、七	二、二	三、一、六、六	九、〇	三、七、四、〇	一、七、四	九、三、六、九	三、六、三	二、〇、〇、三	七、三	八、三、三	
同 四三	九、一、八	一、三	六、八、八、八	九、八	六、九、一、七	一、三、七	一、七、三、〇、〇	二、五、三	三、三、〇、〇	三、三	一、一、九、三	
大正 五	一〇、一、二、三	〇、八	八、六、三、三	六、六	二、六、九、六	九、七	三、三、三、四、九	二、四、八	一、七、一、七	三、三	三、三、〇	
同 一〇	一〇、〇、九、六	〇、八	三、二、七、一	三、三	三、三、九、〇、三	六、三	二、七、九、六、一、四	五、四、一	一、七、一、七	〇、六	六、九、六	
昭和 一	一、四、九、五	〇、四	九、八、九、三	一、七	三、六、一、三、三	五、九	一、九、七、四、二、五	三、三、八	四、五、六、四	〇、八	一、三、五、三	
同 六	一、三、九、九	〇、四	三、三、六、八	〇、四	三、〇、一、〇、三	六、八	一、一、七、一、五、三	一、九、八	五、三、八、三	〇、九	一、三、五、三	
同 一〇	一、〇、九、九	〇、三	三、〇、八、二	〇、三	二、七、〇、〇、五	五、三	一、一、七、一、五、三	一、七、九	五、〇、〇、九	〇、九	一、三、五、三	

年度	勸業費			教育費			縣債費			其他諸費			額計	率	備考
	額	率	備考	額	率	備考	額	率	備考	額	率	備考			
同 三三	二五、八六六	〇.三	一七、七三〇	二九	四、五九一	四、五	三、四四四	三、六	八、三六六	〇.七	三、六六三	〇.七	二、六三三	二二	八、二
同 一八	四三、五七七	〇.二	七九、八三三	三、五	七九、八〇七	三、三	五、五九一	一、五〇	一〇、二七五	〇.四	一、五〇	一、五〇	一、五〇	〇.一	一、五〇
同 二〇	四六、一八四	〇.一	二、八四八	四、三	二、三三三	四、一	七、〇〇七	二、七	一、三〇七	二、七	一、三〇七	二、七	一、三〇七	〇.四	〇.四
同 二一	一九三、四三七	〇.一	二、八四八	一、五	七、〇〇七	四、一	三、三〇七	一、八	一、三〇七	二、七	一、三〇七	二、七	一、三〇七	〇.七	〇.七
同 二二	三、四〇六、九〇六	〇.四	六、一三〇、三三三	三、六	二〇、五七六	三、三	一、四、四一七	一、一	一、三〇七	二、七	一、三〇七	二、七	一、三〇七	〇.七	〇.七
同 二三	四、九六六、〇四四	〇.七	二、五三三、五三六	三、六	二〇、五七六	三、三	一、四、四一七	一、一	一、三〇七	二、七	一、三〇七	二、七	一、三〇七	〇.七	〇.七
明治 二二	五、〇〇〇	一、七	一九、四〇〇	八、一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 三三	一、二三四	五、一	七、七四二	二、七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 三三	一、二三四	五、一	七、七四二	二、七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 四三	九、九八七	一、四	一九、一五九	三、五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正 五	一、二、七、七	三、三	一九、一五九	三、五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 一〇	四、七、七	八、三	六、一、四	二、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 一〇	四、七、七	八、三	六、一、四	二、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和 一	五、九、八、三	九、九	六、一、四	二、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 六	六、七、七、六	一、二	六、一、四	二、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 一〇	三、三、九、七、九	三、三	六、一、四	二、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 一〇	三、三、九、七、九	三、三	六、一、四	二、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 一三	二、三、〇、〇、八	二、四	六、一、四	二、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 一八	三、三、九、七、九	三、三	六、一、四	二、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二〇	一、六、五、〇、三	二、九	六、一、四	二、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

同 二一	三、三、九、七、九	三、三	六、一、四	二、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二二	一〇、六、三、三、九	二、七	六、一、四	二、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二三	一、六、八、六、六	三、一	六、一、四	二、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

即ち會議費について見れば概ね昭和十三年頃までは議會尊重の歩みを見て居るがそれ以降戦時色の濃厚となるに連れ會議費の總豫算中に占める割合は激減し更に二十二、二十三年度に於て議會復活の趨勢を知ることが出来る又厚生費の如く昭和二十一年度より飛躍的に増高した數字は終戦後社會狀勢の激變が要求した民生安定事業の現れであり其他諸費が昭和十八年度以降著しく膨脹して居るのは終戦までは戦時特別費、震災対策費等の設置によるものであり二十一年度及二十二年度に於ては職員待遇改善の爲の追加豫算を一括諸費に計上した爲増加せるものである又土木費の如く災害の有無輕重によつて各年毎に極めて大きな金額の變動を見て居るものもあるのであるが詳細は省略することにする

次に本縣が日本一の貧乏縣借金縣と云う原因を探究して見たい勿論此の言葉は單に本縣財政が貧弱であると謂う意味のみから生じたものとは考へられない、本縣の地理、地形、人口、産業、縣民の富の程度等を含め総合的に批判した言葉であらう、なる程本縣の地理、地形、人口、産業等より考察すれば日本一貧弱であるかも知れない又縣民の富の程度も全国的に優位にあるものとも考へられないが然し之等には目下の處適確にその順位を知るべき統計資料がないので此處には災害縣債と獨立税一人當りの負擔額を計上しこれ等が全国的に如何なる順位にあるかを示すに止めた

獨立稅收入及災害土木債負擔額調

(稅收入は各年度獨立稅豫算額による)

年次	税		収入		災害土木債		備考
	税額	一人當り負擔額	全國的順位	全國平均一人負擔額	未償還額	一人當り負擔額	
昭和二年	二、三三〇、〇七	四、五三	一五	四、一九	七、九七三、三九	二六、六三	一、五七
五	二、〇一〇、九七	四、二六	二九	四、二四	七、七七一、〇〇	一五、八七	一、九六
一〇	一、八四三、八三	三、七七	三三	三、七三	一〇、五三三、一〇〇	二一、四八	二、七六
一五	六、〇一〇、九七	一、三三	五九	一、七二	二、五八〇、〇〇	三六、九七	四、二三
一九	九、五、九五	一、六三	二九	一、七	一七、二二、三三	五、三三	六、三

即ち災害土木債の縣民一人當り負擔額は常に全國一を占めしかも全國平均に比し六倍乃至十倍余に當つて居るのであつて如何に本縣が災害の頻襲を蒙つて居るかを實に物語つて居ると共に年々之が返済の爲縣財政を壓迫したのであらうことを知ることが出来よう、次に獨立税の一人當り負擔額について見る場合全國的順位よりするも全國平均額より見るも大體中庸を得て居るのであるがこの税収入を比較するについては前提として縣民の擔税能力が問題でありそれなくして他府縣と比較することは出来ないものであるが本縣の如く商工業の發達が乏しく原始的な産業を中核とする産業の實態其の他各般の情勢より勘案すれば此の程度の負擔であつても決して他府縣に比し輕度のものとは謂へないにもかゝらず昭和十九年度の獨立税収入總額の歳入總額に對する割合は僅かに四、八%を占むるに過ぎないのであつて此の點からも縣財政の貧困さが察知できるのである以上極めて大ざつぱりに縣財政の歩んだ跡を振り返つて見たのであるが以下現に歩んで居る縣財政の状況を記述することにする

五、四四二、九七六 四、四〇〇、六四四 四、五、三九五、六九九 四、三九二、三九六

二、昭和二十二年年度豫算について

先づ昭和二十二年年度豫算の使用及び収入の状況を説明することにするが、それに先立ち當初豫算及び追加豫算の概要について述べた。

昭和二十二年年度當初豫算は政府の指示もあり原則として義務的經費等の骨格豫算に止め積極的施策の爲にするものは追加豫算に譲ることとした。従つて基準的と認められる經費はもとより新事態に即應すべき民生安定、新教育の普及、農業生産の増強、労働、衛生、警察等各般に互る縣政諸施策に要する經費中特に年度當初より計畫實施を要する緊急經費についても努めて當時財源調達可能な範囲に限定したのである。その結果當初豫算總額は一億一千四百五十萬圓であつた。他面歳入に於ては二十一年度の地方財税制度の改正によつて若干の財源擴充を見ては居たけれども、當時の歳出を賄うためには相當苦慮して居る。即ち新に法定外獨立税として木材引取税とラヂオ税を創設し二百二十五萬圓の収入を豫定し、税外収入についても當時の經濟事情の許す最高限度まで増徴を企圖している。その後劃期的地方制度の改正によつて公選知事の就任、縣會議員の改選による民主縣議會の誕生等により七月、九月、十月、十二月、二月、三月の定例乃至臨時議會の審議を経た追加豫算を合し二十二年年度總豫算額は遂に八億三千八百九十四萬二千四百九十圓と云う本縣未曾有の膨大なる額に達し當初豫算に比し七・三倍強の數字を示すに至つたのである。この追加豫算の主なるものについて述べれば次の通りである。

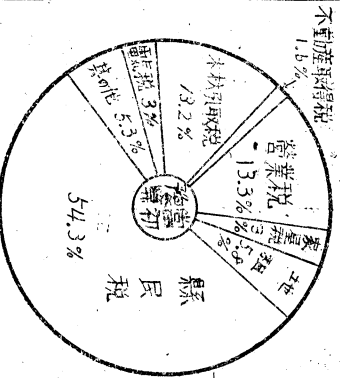
- (1) 職員待遇改善費が増加したこと
 - (2) 縣議會に要する經費が増加したこと
 - (3) 其の他地方制度改正に伴う經費が増加したこと
- (一、二〇〇圓ベースより二、九二〇圓ベースとなつたこと、尙二・八ヶ月の生活補給金、寒冷地手當を支給したこと)

- (4) 物價の昂騰に伴い旅費、備品、消耗品、通信運搬費等が増加したこと
 - (5) 學制改革に伴う所要経費が増加したこと
 - (6) 税制改正に伴い縣稅徵稅費が増加したこと
 - (7) 農地制度の改革に伴う経費が増加したこと
 - (8) 警察費等の負擔區分が改正され経費が増加したこと
 - (9) 生活困窮者の保護費が増加したこと
 - (10) 食糧事情の緊迫に伴い供出關係経費等が増加したこと
 - (11) 七月、九月の災害土木復舊費所要経費が増加したこと
- 其の他縣政振興の爲の積極事業として農林、畜、水産關係経費、農地開放、開拓促進關係経費、港灣の修築關係、災害防除對策費、民生安定の爲の職業輔導所、保健所等の擴充経費其の他教育に衛生に各般の對策を構することに致したのであるが之等の財源と共にその當初豫算と總豫算との關係を圖示すれば次の通りである。

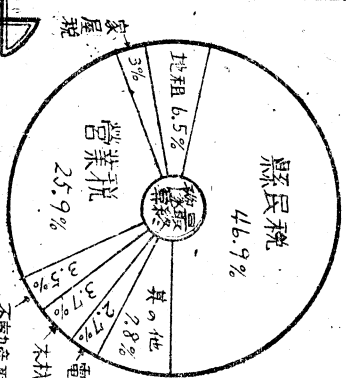
昭和22年度豫算

縣稅獨立稅

總額 15,905,027 円

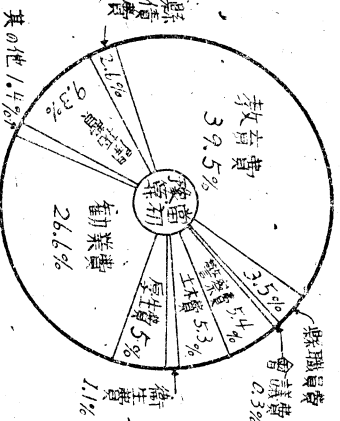


總額 55,618,147 円

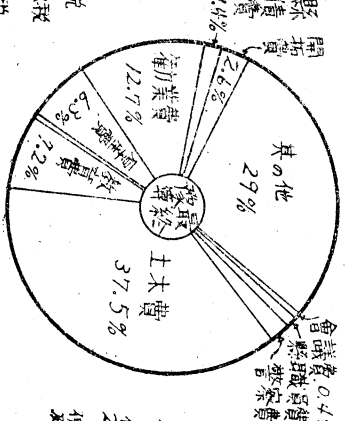


歳出

總額 114,500,000 円

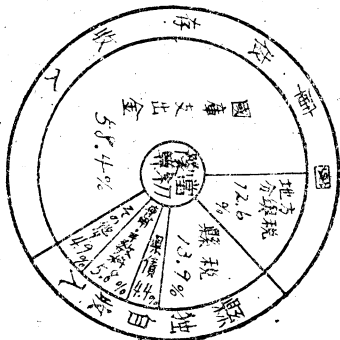


總額 838,942,490 円

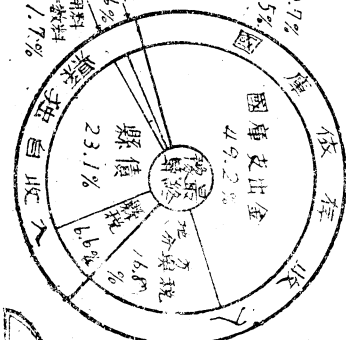


歳入

總額 114,500,000 円



總額 838,942,490 円



1、一般會計歳入歳出の状況

一般會計の収入状況についてその概況を述べれば、現在の収入済額は豫算に對し四四%であるが、これは事業の繰越及び打切の爲収入減となるもの約二億圓を見込まれるので、實際の収入見込額に對しては六六%の収入となる見込である。収入未済額は國庫財政事情による國庫交付金及び縣債の借入遅延並びに賦課期日等の關係上縣税の未納等によるものである。

今後の見通しについては縣税における獨立税、目的税はその賦課額の豫算額を超過すること二百七萬餘圓であつて、出納閉鎖期迄には少くも豫算額（賦課總額の九六%を下らない収入成績を揚げる様鋭意努力中であり、分與税は豫算額通り收納し得る見込である。

國庫支出金は國の財政その他の事情により事業の中止、縮少、繰延等によつて相當額減額となる見込で、従つてこれ等の事業は翌年度へ繰越し又は實行減により收支の調節を計つてゐる。なお現在の交付済額は右収入見込額の約六五%に過ぎないが、これは主として國の財政事情に基因するものであり、未交付額については四月及び五月に受入れの見込である。

縣債も前述と同一事情の爲、一部本年度においては借入の必要がなくなつたもの約六千百餘萬圓、借入未済額八千九百六十餘萬圓は五月までに預金部資金、政府貸付金及び地元金融機關等より借入れる豫定である。その中現在四千九百七十五萬七千圓はこの等の機關から一時融資を得て緊急支拂に充當してゐる次第である。

使用料及び手数料は概ね豫算通り收納し得る見込であり、雑収入は生産収入において原料不足等の爲豫定額の生産を得ることが出来なかつた爲減収となるものがあるが、その他は概ね豫算通り收納し得られる見込であり、寄附金その他の諸収入についても各種の事情により幾許かの増減を豫想せられるが、何れも収入の見透しをつけて事業を進めてゐるのでこれが爲豫算の執行を困難ならしめるが如きことはない見込である。

次に一般會計歳出豫算の使用状況について述べれば、本年度は特に經濟情勢の變動著しいものがあつた爲に豫算の執行につ

いては幾多の難關に逢着したのであるが、萬難を排除して豫算目的の線に副つた合理的經理の運営に努めて來た。現在迄の支出總額は四億五千九百餘萬圓であつて現豫算額に比し僅かに五二%となつてゐるが、これは翌年度への事業繰越額一億六千二百三十萬圓餘、國庫補助減額打切及び繰延に基因して事業の中止及び繰延等執行減の已むなきに至つたも約四千萬圓を除けば、本年度に於て執行する歳出豫算は六億三千萬餘圓となり、現在のこれに對する支出濟額は約七〇%であつて、殘餘の大部分が支拂義務の生じているものであるから出納閉鎖期までには支拂を完了する見込である。

歳入歳出の狀況は如上の通りであるが、各種の事業が豫想外に進捗したのに反し國庫支出金を他の諸收入はこれに伴はず、收支の均衡を失する事しばしばであつて豫算の執行に非常なる困難を來したのであるが、經理の執行に當つては經費の節減と收入の促進に極力努め、窮乏財政の中に於ても各種事業の遂行に支障を來さないよう深く留意して、運用の合理化と健全財政の保持に努めた次第である。

最後に昭和二十二年年度の歳入歳出の見透しを結論的に述べれば、

歳入に於ては現豫算額八億三千八百九拾九萬餘圓に對し事業繰越による國庫補助の收入減一億一千餘萬圓、起債五千二百餘萬圓、國の施策變更による補助打切及び縣債借入の要なきもの四千九百萬圓程度が見込まれるので、實行豫算は六億二千萬圓程度となる見込である。

歳出に於ては豫算額八億三千八百九十萬餘圓に對し、事業繰越額一億六千二百三十八萬餘圓、財源打切りによる支出抑制額四千九百萬圓が實行減となる豫定であるから、實行豫算總額は大体六億二千萬圓程度に止まる見込であるので、今後に於て著しい歳入減のない限り辛うじて歳入歳出の均衡が保持出来る見込である。

収入の狀況 (經常部) 昭和二十三年三月末

科	目	當初豫算額	追加更正額	計	收入濟額	收入未濟額	摘	要
第一款	第一項 國稅	三〇,四〇八,九〇〇	一六,一五七,〇九四	一九六,五六六,〇七二	一七,五九八,四七〇	一七,五九八,四七〇		
	第一目 地稅附加稅	三,六〇九,九七〇	三,〇〇九,九七〇	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二		
	第二目 家屋稅附加稅	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二		
	第三目 營業稅附加稅	五九,三〇〇	五九,三〇〇	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二		
	第四目 礦區稅附加稅	二,三二,四九五	二,三二,四九五	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二		
	第二項 獨立稅	一八,六〇〇	一八,六〇〇	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二		
	第一目 縣民稅	三,三〇〇,〇〇〇	三,三〇〇,〇〇〇	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二		
	第二目 反別稅	八,三〇〇,〇〇〇	八,三〇〇,〇〇〇	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二		
	第三目 船舶稅	九,〇〇〇	九,〇〇〇	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二		
	第四目 自動車稅	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二		
	第五目 電柱稅	七,八〇〇	七,八〇〇	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二		
	第六目 不動産取得稅	一八六,五五五	一八六,五五五	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二		
	第七目 漁業權稅	二五三,九七七	二五三,九七七	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二		
	第八目 狩獵者稅	四八二五	四八二五	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二		
	第九目 木材引取稅	三,四〇〇	三,四〇〇	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二		
	第十目 電話加入權稅	二,一〇〇,〇〇〇	二,一〇〇,〇〇〇	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二		
	第十一目 電氣稅	三二,四〇〇	三二,四〇〇	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二		
		四八八,五七一	四八八,五七一	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二	一,九六六,〇七二		

科目	當初豫算額	追加更正額	計	收入済額	收入未済額	摘要
第十二目 ラ ジ オ 租 稅	150,000	△ 150,000	—	—	—	—
第十三目 地 租	—	—	—	—	—	—
第十四目 家 屋 稅	—	—	—	—	—	—
第十五目 營 業 稅	—	—	—	—	—	—
第十六目 遊 園 稅	—	—	—	—	—	—
第十七目 遊 興 稅	—	—	—	—	—	—
第十八目 軌 道 稅	—	—	—	—	—	—
第十九目 入 湯 稅	—	—	—	—	—	—
第三項目 的 稅	133,566	—	—	—	—	—
第一目 都 市 計 畫 稅	133,566	—	—	—	—	—
第四項目 方 分 與 稅	14,053,936	—	—	—	—	—
第一目 還 付 稅	1,583,936	△ 67,936	—	—	—	—
第二目 配 付 稅	12,470,000	—	—	—	—	—
第二數分 擔 金 及 負 擔 金	12,560,000	—	—	—	—	—
第一項 負 擔 金	12,560,000	—	—	—	—	—
第一目 道 路 損 傷 負 擔 金	12,560,000	—	—	—	—	—
第三數財 產 收 入	221,000	—	—	—	—	—
第一項 不 動 產 收 入	221,000	—	—	—	—	—
第一目 家 屋 貸 付 收 入	221,000	—	—	—	—	—
第二目 造 林 收 入	—	—	—	—	—	—

科目	當初豫算額	追加更正額	計	收入済額	收入未済額	摘要
第二數動 產 收 入	7,456	—	—	—	—	—
第一目 勸 業 銀 行 株 式 配 當 金	7,456	—	—	—	—	—
第二目 中 小 商 工 業 融 資 損 失 補 償 準 備 基 金	—	—	—	—	—	—
第四數 使 用 料 及 手 數 料	6,633,000	—	—	—	—	—
第一項 使 用 料	5,600,900	—	—	—	—	—
第一目 堤 塘 物 場 場 使 用 料	5,600,900	—	—	—	—	—
第二目 岸 壁 使 用 料	—	—	—	—	—	—
第三目 上 屋 使 用 料	—	—	—	—	—	—
第四目 道 路 占 用 料	110,100	—	—	—	—	—
第五目 水 利 使 用 料	117,900	—	—	—	—	—
第六目 土 地 使 用 料	24,100	—	—	—	—	—
第七目 授 業 付 料	5,377,100	—	—	—	—	—
第八目 種 畜 種 付 料	1,800,000	—	—	—	—	—
第九目 保 健 所 使 用 料	100,000	—	—	—	—	—
第十目 診 療 所 使 用 料	100,000	—	—	—	—	—
第十一目 議 事 堂 其 他 使 用 料	—	—	—	—	—	—
第十二目 自 動 車 使 用 料	—	—	—	—	—	—
第十三目 公 民 館 使 用 料	—	—	—	—	—	—
第二項 手 數 料	1,030,100	—	—	—	—	—
第一目 自 動 車 運 轉 者 免 許 其 他 試 驗 手 數 料	5,700	—	—	—	—	—
第二目 看 護 婦 其 他 免 許 手 數 料	—	—	—	—	—	—
第三目 醫 藥 部 外 品 免 許 手 數 料	—	—	—	—	—	—

科	目	當初豫算額	追加更正	計	收入済額	收入未済額	摘	要
第四目	教員檢定並免許狀書料	七三〇	一五,〇〇〇	一五,七三〇	一五,七三〇	一,〇〇〇		
第五目	高等學校入學者格檢定手数料	一	一	一	一	一		
第六目	入學考査料	一三,一〇〇	一	一三,一〇〇	一三,一〇〇	一,〇〇〇		
第七目	土木建築設計手数料	五,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇五,〇〇〇	一六,八五〇,〇〇	一六,三四五,〇〇		
第八目	衛生技術員派遣手数料	一	一	一	一	一		
第九目	衛生試驗手数料	三,五〇〇	一,一五〇	四,六五〇	三,五〇〇	一,一五〇		
第十目	輸出獸肉檢査其の他手数料	一	一	一	一	一		
第十一目	屠宰檢査手数料	三,三〇〇	一,七二〇	五,〇二〇	三,三〇〇	一,七二〇		
第十二目	農産物檢査手数料	五,九七六	一,九七〇,〇〇〇	二,〇七六,九七六	二,一〇一,八三三	五,五七六,一四三		
第十三目	林産物檢査手数料	六,〇〇〇	八,〇〇〇	一四,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇		
第十四目	水産製品檢査手数料	一六,〇〇〇	一,〇〇〇	一七,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇		
第十五目	紙檢査手数料	一五,〇〇〇	一,〇〇〇	一六,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇		
第十六目	桑苗檢査手数料	四〇〇	一,三二五	一,七二五	一,〇〇〇,〇〇〇	八二五,〇〇〇		
第十七目	繭糸檢査手数料	一〇,〇〇〇	一六,〇〇〇	二六,〇〇〇	五,五〇〇,〇〇〇	四,九〇〇,〇〇〇		
第十八目	繰糸檢査手数料	一六,〇〇〇	一五,〇〇〇	三一,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇		
第十九目	蠶生産檢査手数料	一五,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一一五,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇,〇〇〇		
第二十目	依頼分拆手数料	四〇〇	一,五〇〇	一,九〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇		
第二十一目	督促手数料	一〇三	一	一〇四	一,〇〇〇,〇〇〇	九九九,〇〇〇		
第二十二目	特選牝馬檢査手数料	一	一	一	一	一		
第二十三目	ワツセルマン血清試驗手数料	一	一	一	一	一		

第五款	支	出	料	計	収入済額	収入未済額	摘	要
第一項	下	渡	金	六,〇〇〇	六,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇		
第一目	警察費	下渡金	一五,六四九,四〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇		
第二目	教育費	下渡金	三,七三三,七三〇	三,七三三,七三〇	三,七三三,七三〇	一,〇〇〇,〇〇〇		
第二項	補助	助金	二,四九三,七三三	二,四九三,七三三	二,四九三,七三三	一,〇〇〇,〇〇〇		
第一目	統計費	補助金	二五,三五四	二五,三五四	二五,三五四	一,〇〇〇,〇〇〇		
第二目	教育費	補助金	三,四三三,六	三,四三三,六	三,四三三,六	一,〇〇〇,〇〇〇		
第三目	衛生費	補助金	五〇三,七三三	一,八五五,七〇〇	一,八五五,七〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇		
第四目	保健所費	補助金	一八九,七四七	二,九八四,八〇〇	二,九八四,八〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇		
第五目	保護救護費	補助金	九六,三三三	一四,五七〇,六五九	一四,五七〇,六五九	一,〇〇〇,〇〇〇		
第六目	厚生諸費	補助金	一,三六〇,三三三	二,七三三,三三三	二,七三三,三三三	一,〇〇〇,〇〇〇		
第七目	農業費	補助金	三,四〇七,三	一三,三三〇	一三,三三〇	一,〇〇〇,〇〇〇		
第八目	蠶業費	補助金	二七五,一一一	一七,二五三	一七,二五三	一,〇〇〇,〇〇〇		
第九目	林業費	補助金	二〇〇,〇九四	一〇,〇三三	一〇,〇三三	一,〇〇〇,〇〇〇		
第十目	水産業費	補助金	八,一〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇		
第十一目	畜産業費	補助金	一〇七,三三三	一,五一一〇	一,五一一〇	一,〇〇〇,〇〇〇		
第十二目	勸業諸費	補助金	七,四三六	一	一	一,〇〇〇,〇〇〇		
第十三目	地方振興費	施設費補助金	一〇〇,〇〇〇	三,五三三,三三三	三,五三三,三三三	一,〇〇〇,〇〇〇		
第十四目	遊駐軍諸費	補助金	一五,三三〇	九,九〇〇	九,九〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇		
第十五目	遊駐軍諸費	補助金	一五,三三〇	九,九〇〇	九,九〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇		
第十六目	勞政費	補助金	一	一	一	一,〇〇〇,〇〇〇		

科	目	當初豫算額	追加更正額	計	收入済額	收入未済額	摘要
第十七目	警察機構改革費補助金	—	—	—	—	—	
第六款	雜	—	—	—	—	—	
第一項	納付金	三,一〇七,三九六	六,六四四,三六六	九,四九一,六九四	五,六三三,三四四,七	三,八五八,三四九,二六	
第一目	恩給納付金	三,一〇七,三九六	—	三,一〇七,三九六	一,八三,三七四,三三	△二九,四八,三七	
第二目	放送協會納付金	—	—	—	—	—	
第二項	辨償金	一五,三五九	—	一五,三五九	—	—	
第一目	物品辨償金	五,三七四	七,六六三	一二,〇三九	八,七七七,〇一	四,二六一,九九	
第二目	遺失物取扱費辨償金	—	—	—	—	—	
第三目	滯納處分費辨償金	—	—	—	—	—	
第四目	行政執行費辨償金	—	—	—	—	—	
第五目	刑務所費辨償金	—	—	—	—	—	
第六目	旅費辨償金	—	—	—	—	—	
第七目	食費辨償金	—	—	—	—	—	
第三項	物品賣拂代	一,七七一,六六八	五,七〇〇,九九九	七,四七二,六六七	七,四六九,一〇	五,〇〇七,九九	
第一目	不用品賣拂代	一〇,〇六九	七三,〇〇〇	七三,〇六九	—	—	
第二目	生産物賣拂代	一,四八一,七九九	四,四三三,七三六	五,八四五,五三五	三,三五九,八〇〇,七五	四,一九二,三六二,五	
第三目	家畜賣拂代	二五八,七五〇	一,四四三,六三三	一,八〇二,三八三	九三,六九,四八	△一九,五五〇,四八	
第四目	漁獲物賣拂代	二,〇〇〇	二九,〇〇〇	三〇,〇〇〇	—	—	
第四款	雜	—	—	—	—	—	
第一目	過年度收入	五〇,五〇〇	—	五〇,五〇〇	六九,〇九一,一〇	△一八,五九一,一〇	

科	目	當初豫算額	追加更正額	計	收入済額	收入未済額	摘要
第二目	過年度返納金	四〇〇	一七九,一〇一	一七九,五〇〇	三四八,八四二,〇〇	△一五,三四一,〇〇	
第三目	運用金	一〇〇,〇〇〇	—	一〇〇,〇〇〇	一八五,六四四,五三	△八五,六四四,五三	
第四目	延滞金	七〇〇	—	七〇〇	六,六九九,七九	△六,六九九,七九	
第五目	公報代	三九,七五三	五三,四七三	八三,二二七	一五〇,六〇〇	△六七,三七三,〇〇	
第六目	簡易保險交付金	九四,八七三	—	九四,八七三	—	—	
第七目	中小商工業融資損失補償料	四,〇〇〇	—	四,〇〇〇	—	—	
第八目	雜收	九三,七三三	一,二二二,八二九	一,一〇六,九九一	一,二九四,三三三,七	△一八七,六四四,七	
第五項	償還金	一五,三七〇	—	一五,三七〇	—	—	
第一目	元金還	一〇,三〇〇	—	一〇,三〇〇	—	—	
第二目	本年度利子	三,〇七〇	—	三,〇七〇	—	—	
第六項	立替金	七四八,一六〇	七四八,一六〇	—	—	—	
第一目	農業水利改良事業費立替金	七四八,一六〇	—	—	—	—	

收入の状況 (臨時部)

科 目	當初豫算額	追加更正 豫算額	計	收入済額	收入未済額	摘 要
第一級 繰越金	八五〇,〇〇〇	二,四六九,八一九	三,三一九,八一九	三,三七七,八一八	△ 五八,〇〇〇	
第一項 前年度繰越金	八五〇,〇〇〇	二,四六九,八一九	三,三一九,八一九	三,三七七,八一八	△ 五八,〇〇〇	
第二級 國庫支用金	八五〇,〇〇〇	二,四六九,八一九	三,三一九,八一九	三,三七七,八一八	△ 五八,〇〇〇	
第一項 補助金	三九,九七七,四〇二	三三,一九三,四八〇	七三,一七一,〇八二	七三,一七一,〇八二	〇	
第一目 土木費補助金	一九九,〇二四,九	一八五,八八八,四三三	三八四,九一三,四二二	三八四,九一三,四二二	〇	
第二目 農業費補助金	二,七六三,七七〇	六,三三三,四七五	九,〇九七,二四五	九,〇九七,二四五	〇	
第三目 林業費補助金	二,六六三,四九九	一〇,四九一,七〇〇	一三,一五五,一九九	一三,一五五,一九九	〇	
第四目 水産業費補助金	四四四,九六〇	三,六三三,五八四	四,〇七八,五四四	四,〇七八,五四四	〇	
第五目 畜産業費補助金	七,〇〇〇	一,五六一,二六	一,五六一,二六	一,五六一,二六	〇	
第六目 農産土木費補助金	六,三三三,七四四	七,二五五,五六三	一三,五八九,三〇七	一三,五八九,三〇七	〇	
第七目 勸業諸費補助金	一三,五五五	四三,七三三	五七,二八八	五七,二八八	〇	
第八目 開拓事業費補助金	九,四四三,六五五	九,五七七,五七	一九,〇二一,二三二	一九,〇二一,二三二	〇	
第九目 縣債元利補助金	四四〇,四三三	〇	四四〇,四三三	四四〇,四三三	〇	
第十目 職員給與改善費補助金	一五,八三三,七七	二五,八三三,七七	四一,六六七,五四	四一,六六七,五四	〇	
第十一目 選舉費補助金	〇	二,一四六,七〇〇	二,一四六,七〇〇	二,一四六,七〇〇	〇	
第十二目 世話費補助金	〇	五,〇八六,九八二	五,〇八六,九八二	五,〇八六,九八二	〇	
第十三目 地方公共団体職員費補助金	〇	五,九九五,九三三	五,九九五,九三三	五,九九五,九三三	〇	

第四目 連合軍宿舎建設事業費補助金	〇	三五,〇九二	三五,〇九二	三五,〇九二	〇	
第十五目 臨時建築等制限事務處理費補助金	〇	八八五〇	八八五〇	八八五〇	〇	
第十六目 商工業費補助金	〇	四六,九三二	四六,九三二	四六,九三二	〇	
第十七目 國民健康保險事業費補助金	〇	三三,四三六	三三,四三六	三三,四三六	〇	
第三級 分擔金及負擔金	一〇,〇〇〇	〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	〇	
第一項 分擔金	一〇,〇〇〇	〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	〇	
第一目 省營自動車道路鐵道分擔金	一〇,〇〇〇	〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	〇	
第四級 寄附金	〇	〇	〇	〇	〇	
第一項 寄附金	〇	〇	〇	〇	〇	
第一目 土木費寄附金	一,三三八,三六四	七,六三三,八八八	八,八六二,二五二	一,五七七,三三四	七,三〇四,九一八	
第二目 農業費寄附金	一八〇,五五三	一,五七七,三七七	一,七五七,九三〇	八七,四三三,八	一,六七〇,四九六	
第三目 林業費寄附金	一九,〇〇〇	四四四,六八八	四五三,六八八	八七,六六六,〇〇	三五五,〇二二	
第四目 水産業費寄附金	三二,八〇〇	二,〇五五,四七	二,三七七,二七	九七,七三三,〇〇	一,三九九,四九九	
第五目 畜産業費寄附金	一六,二二〇	五三三,〇〇〇	七三三,二二〇	二四,一〇〇,〇〇	五九九,一〇〇	
第六目 都市計畫地方委員會費寄附金	五,四四三,三〇	△ 二五〇,〇〇〇	二,一九五,〇〇〇	〇	二,一九五,〇〇〇	
第七目 教育費寄附金	三,〇〇〇	〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	〇	
第八目 畜産業費寄附金	〇	二,八〇三,三	二,八〇三,三	九三,五五五,〇〇	一三五,四八,〇〇	
第九目 厚産業費寄附金	〇	一八八,〇九	一八八,〇九	一〇,〇〇〇,〇〇	一七八,〇九,〇〇	
第十目 勸業諸費寄附金	〇	四七〇,〇〇〇	四七〇,〇〇〇	四七〇,〇〇〇	〇	
第十一目 商工業費寄附金	〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	〇	
第十二目 營業費寄附金	〇	六六〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	〇	
第五級 繰入金	一〇,〇〇〇	〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	〇	